

インターネット上のコンテンツを埋め込む？ ちょっと待って！

インターネット上の「埋め込み式」コンテンツを利用することが遍在していますが、このようなやり方の合法性は今、深刻に疑問視されています。

著作権法では概して、著作権者の許諾を得ずに著作物を公衆へ展示／提示又は頒布することを禁じています。しかしながら、インターネットの普及、そして、その発展を妨げないようといういくつかの裁判所の望みにより、著作権法に対する解釈が曲解されてきました。著作権法に対するそのような解釈のうちの1つが、いわゆる「埋め込み式」、「フレーム式」又は「ホットリンク式」による方式で、すなわち、特定のコンテンツ（例えば、動画又は画像）の実際の複製を包含するウェブページの代わりに、ウェブページ上のコンテンツの利用に関するものです。それらの方式は、別のウェブサイトに掲載されたコンテンツをハイパーリンクするコードを包含し、それによって、そのコンテンツがユーザの画面上に自動的に表示されます。（これは、コンテンツが表示されず、興味のあるユーザがリンクをクリックした時に初めてコンテンツの元へリダイレクトされるという単なるハイパーリンクと違います。）

10年以上も前の *Perfect 10 v. Amazon* 事件において第9巡回区控訴裁判所により採用された「サーバー・ルール」 (“server rule”) によれば、ウェブサイトの所有者が、特定のコンテンツをそのウェブサイト自体に保存してユーザに提供しない限り、コンテンツが埋め込みコード又はフレームコードの利用を介してウェブサ

イト訪問者の画面に表示されるとしても、そのコンテンツを「展示」又は「頒布」していないと見なされます。言い換えると、「サーバー・ルール」では、画像などの著作権によって保護されるものを無断で物理的に保存して展示するウェブサイトは、著作権者の複製権、頒布権及び公衆への展示権といった排他的権利に違反する一方、埋め込みコード又はフレームコードを用いて同様の結果を齎すウェブサイトはそれに違反しないと規定しています。

特に、埋め込み式コンテンツの頒布を促進し助長するソーシャルメディアプラットフォームが広く普及し、今日こんなにも多くのコンテンツが「クラウドに」とあるという事実からでも分かるように、「サーバー・ルール」は、広く氾濫する著作権侵害を促進してしまい、多くのソーシャルメディアプラットフォームの成長及び収益に拍車を掛けました。例えば、仮に、著作権によって保護される画像の無断複製が行われ、あるウェブサイトはその画像が掲載され、ソーシャルメディアプラットフォームのユーザが、それらのアプリの埋め込み機能を介してその画像をシェアし始めるとします。このような場合、著作権者にできることは何でしょうか。「サーバー・ルール」に基づくと、ユーザもプラットフォームも、画像を「提供」していないので、どちらも著作権を侵害していないこととなります。発端となったウェブサイトに対し、著作権者が受けられる法的救済は幻想的なものに近いとも言えます。（そして、もしそのウェブサイトが外国にあるならば、救済は事実上、実在しません。）侵害されたコンテンツの更なる頒布を阻止するようにプラットフォームの閉鎖を説得できるとしても、それは、画像が既にインターネット経由で広く拡散され、本来なら得られ得る市場価値が崩れてしまった後になるでしょう。

多くの裁判所が *Perfect 10* 判決以降、「サーバー・ルール」に無分別にそのまま従っていました。（そして、カリフォルニア州、ワシントン州及び残りの第9巡回区控訴裁判所において判例の拘束力が維持されたままです。）一方で、そのこ

とが厳しく批判されてきました。例えば、著名な著作権学者であるコロンビア法律教授のジェーン・ギンズバーグ (Jane Ginsburg) は、「それは、事実上、多くの著作権者、特に写真家のための市場を壊した著作権法の『インターネット限定 (“Internet-only”)』の解釈だ」と厳しく非難しました。このような学者による酷評に励まされたからかもしれませんが、増えつつある裁判所が、「サーバー・ルール」に対する考えを見直し、「サーバー・ルール」に従うことを拒み、著作権法の観点から、「サーバー・ルール」の論理的欠点及び矛盾を認めるようになりました。

ニューヨーク州南部地区における直近のある事件がこのような変化する態度の一例です。*Nicklen v. Sinclair Broadcast Group* 事件において、写真家／映画製作者のニックレン (Nicklen) が自身の撮影したある動画を自身のインスタグラムとフェイスブックのアカウントにアップロードし、商業目的で動画を利用したい人がマネージャーに連絡できるようにキャプションを付け加えました。その後、シンクレア・ブロードキャスト・グループ (Sinclair Broadcaster Group) という 200 以上の地方テレビ局を所有するテレビ放送局運営会社 (以下、シンクレア社) が、その動画に関する記事を公開しました。シンクレア社は、動画を利用する権利を求めようとしておらず、権利も取得していませんでしたが、それにもかかわらず、その記事本文に、ニックレンの元のポストへの埋め込みコードを介して動画が表示されました。埋め込まれた動画を包含するその記事は、それによって、シンクレア社の全ての様々な地方テレビ局のウェブサイトにも再度埋め込まれました。ニックレンが訴訟を提起した後に、シンクレア社は、棄却の申立をし、「サーバー・ルールに基づき、利用したのが全てニックレン自身の投稿からの埋め込まれたコンテンツだったので、著作権侵害とならない」と主張しました。裁判所はそれに対し反対意見を示し、「サーバー・ルール」に対するギンズバーグ教授の評論を承諾を得た上で引用し、「シンクレア社が主張するサーバー・ルールによると、任意の素材をソーシャルメディアに掲載した作者は、『その後、自身

のその著作物が何時、どのように、誰によって展示されることに関して制御する権利を放棄することになるが、それは、その展示権を事実上、最初の発行の制限された権利まで弱めることとなり、1976年制定の著作権改正法が拒絶する内容である』と述べました。裁判所は、サーバー・ルールは法律の文言に反するとの判定を下しました。

控訴裁判所が同様に第9巡回区控訴裁判所の「サーバー・テスト」を拒絶するか、そして、第9巡回区控訴裁判所自体がその法理について考え直すかは、時間が経てば分かります。しかしながら、インターネット上の埋め込みコンテンツのユーザは、著作権侵害訴訟となった時に「埋め込みリンクを使っていれば大丈夫」という一般的な見方は自分を守ってくれないということを認識しておくべきです。